

3 3 災害廃棄物処理体制の整備に対する支援について

(環境省)

【内容】

- (1) 地方自治体が国の災害廃棄物対策指針に基づいて、災害廃棄物処理計画の策定や廃棄物処理施設の耐震化などを行うため、財政措置を含め必要な支援を行うこと。
- (2) 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行えるよう、国有地等公有財産の活用などによる災害廃棄物の仮置場や仮設処理施設用地の確保、廃棄物処理権限の見直しなど法制度の整備を図るとともに、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備を進めること。

(背景)

- 国においては、東日本大震災を踏まえ、大規模災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的事項をまとめた災害廃棄物対策指針を平成26年3月に策定し、都道府県及び市町村に対し、災害廃棄物処理計画を策定するよう求めている。
- 本県は、南海トラフ地震などの発生が予測されている地域にあり、名古屋市などの大都市を擁するとともに臨海地域などに大規模な産業集積もある。大規模な地震が発生した場合、膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理の遅れが復旧・復興の妨げとなれば、国民生活や国内外の産業・経済に多大な影響を与える。
- このため、本県では平成26年度から県災害廃棄物処理計画の策定に向けて検討・調査を行うとともに、市町村に対して市町村調整会議や地域別検討会議において災害廃棄物処理計画の策定を働きかけている。
- 大規模災害からの速やかな復旧・復興を進めるためには、広域的な処理体制を含めた実効性のある災害廃棄物処理計画を策定するとともに、廃棄物処理施設の耐震化や浸水対策などの災害対策を推進する必要があり、国による財政支援も必要になる。
- なお、国においては、各主体の役割分担や災害廃棄物処理の制度的枠組みの検討、全国単位・地域ブロック単位での処理体制の構築に向けた検討が進められており、今後、広域的な災害廃棄物処理体制の整備に向けた取組を加速していく必要がある。

(参 考)

愛知県災害廃棄物処理計画策定に係る県と市町村の役割について

○大規模災害時の廃棄物の処理について

- ・ 災害廃棄物は、一般廃棄物として、市町村が処理することとされているため、市町村はそれぞれ市町村災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
- ・ 災害時には、通常市町村が処理している家庭ごみ以外の有害物やがれき等が大量に発生するため、市町村が単独で処理することは多くの困難が想定される。このため、県は市町村と調整し、市町村災害廃棄物処理計画と整合がとれた県災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

○災害廃棄物処理計画における県と市町村の役割分担

